

クライミングウォールにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

I 受付時の対応

施設管理者は利用者に対し、感染拡大防止のために遵守すべき事項を示し、協力を求める必要がある。

1 体調管理の報告

以下の事項に該当する場合は自主的に利用を見合わせることを。

- (1) 利用者全員が事前に検温、体調（感昌症状や味覚・嗅覚障害）等、当館発行のチェック表（別紙）に記載し、受付スタッフに提出すること。
- (2) 団体での利用も同様に全員の当館発行のチェック表に記載し、受付スタッフに提出すること。
- (3) 発熱や風邪の症状、感昌症状や味覚・嗅覚障害等がある方は利用できない。
- (4) 施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。

I-2 受付時の具体的対策

- (1) 受付窓口にはアルコール手指消毒液を設置し、十分量（2 mL 程度）をとり手指消毒すること。
- (2) 受付時に非接触体温計による検温を行い、37.5 度以上であった場合や感昌症状があるかを確認し症状がある場合は利用ができない旨伝える。また、症状があることを隠して利用した場合は、他の方や施設に多大な迷惑がかかることを申し添える。
- (3) 受付時には、アクリル板や透明のビニールカーテン等で飛沫防止を考慮すること。
- (4) 受付の順番待ちで密集しないよう、足元に目印を設置すること。
- (5) 現金の授受の際は、トレイを介して行うこと。
- (6) 利用の際、密になるおそれがある場合は、利用時間の制限や入場制限による管理を考慮すること。

II 感染拡大予防対策の徹底

- (1) 当館での入館時及び利用中を含め、マスクは原則的に着用すること。
※マスクを頻繁に着脱する行為及びマスクの放置が感染の契機になる可能性があるため、マスク着用の状態を維持することが望ましい。ただし、呼吸困難や熱中症、その他身体への影響が現に起こっている場合はこの限りではない。
- (2) 利用開始前後、休憩前後、飲食前後、トイレ利用後等、こまめに消毒や手洗いを必ず行うこと。
- (3) チョーク、ロープ、タオル、飲食物等は共有しないこと。
※液体チョークの利用をお願いします。アルコールが含まれており、十分な検証はできていないものの抗ウイルス効果が期待されます。
※リードクライミングにおいて、ロープを共有する場合は、ロープは啜る行為を避けること。
- (4) 飲料水は蓋付きのものを準備すること。また、飲み口を直接手で触れないよう注意すること。
※熱中症及び脱水には十分留意し、水分摂取に関しては無理な制限をしないようさらなる注意を払うこと。
- (5) 施設内の厨房は利用できません。

III 密集・密接の回避

- (1) 1面2人の利用で行うこと。人との距離（できるだけ2mを目安に最低1m）を確保し、密集を避けること。また、ハイタッチや握手、大きな会話や発声を控え、密接した会話を避けて下さい。（障がい者の誘導や介助を行う場合は除く。）

IV 施設管理者が準備・対策すべき事項

(1) 手洗い場所

- ・屋外クライミング場に手指消毒液を2か所設置すること。

(2) 洗面所

- ・手洗い場所には石鹸を用意すること。
- ・「手洗い30秒以上」等を掲示すること。
- ・洗面所の利用を制限します。（4基のうち2基使用尾）
- ・一定時間ごとに窓を開けての換気をする。

(3) トイレ

- ・和便器は飛沫拡散のため利用の休止を要請すること。
- ・一定時間ごとに窓を開けての換気をする。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにすること。

(4) 施設内の消毒の実施

- ・定期消毒（午前午後各1回）の実施。実施後は、チェック表に記載。
- ・トイレ、洗面所のドアノブ、レバー、床等

(5) 2m無料トラバース

- ・利用する際には、事務所に利用人数を報告
- ・利用開始前後、トイレ利用後等、こまめに消毒や手洗いを必ず行うよう要請。
- ・対人距離（できるだけ2mを目安に最低1m）を確保し、密集を避けること。
- ・大きな会話や発声を控え、密接した会話を避けて下さい。（障がい者の誘導や介助を行う場合は除く。）

V その他

- (1) 職員は出勤時にマスク着用と手指消毒の実施。
- (2) 検温を行い体調管理に努める。発熱や体調不良が確認された場合は業務から外れる。
- (3) 執務室や利用施設の窓の開放、換気を行う。
- (4) 受付窓口や事務機器等のアルコール消毒を実施し感染予防に努める。

○ホールドの消毒の是非 （公社）日本山岳・スポーツクライミング協会 感染予防指針参照

新型コロナウイルス感染症の感染様式のうち接触感染が占める割合は少なくない。不特定多数の利用者が繰り返し触れるホールドにはウイルスが付着している可能性がある。一方で、乾燥した物体の表面でのウイルスの生存は安定しないとの見解もある。また、ホールドの消毒を積極的に支持する根拠はなく、利用者の手洗い、手指消毒の徹底が優先事項である。

附 則

このガイドラインは、令和2年7月21日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年7月21日から施行する。